
プロジェクト	連結納税制度の見直しへの対応
項目	第 64 回税効果会計専門委員会及び第 442 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 64 回税効果会計専門委員会（2020 年 9 月 15 日開催）及び第 442 回企業会計基準委員会（2020 年 9 月 24 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめたものである。

グループ通算制度に税効果会計を適用する上で検討すべき論点

第 64 回税効果会計専門委員会で聞かれた意見

2. 今後検討すべき論点としている「連結財務諸表における繰延税金資産の回収可能性判断の単位」には、個別財務諸表における企業の分類の判断に関する取扱いの検討も含まれるか。また、企業の分類は過去の実績から決定するため、適用初年度にどのような分類で判断するのかということも論点になるのではないか。
3. 現在連結納税制度を適用している会社がグループ通算制度に移行する場合、会計処理が変わるのならどのタイミングで判断をしなければならないのか、検討が必要ではないか（特にグループ通算制度導入の前日まで適用の可否がわからない場合にどう判断するのか等）。
4. 通算税効果額の授受の取扱いについて、親会社を取りまとめて計算することになると想定されるか。

第 442 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

5. 連結納税制度とグループ通算制度との相違点を比較表のような形でまとめるとより理解が深まると思われる。連結納税制度と同様の論点とグループ通算制度固有の論点についても明確にしてほしい。

個別財務諸表における通算税効果額の取扱い

(事務局提案について)

第 64 回税効果会計専門委員会で聞かれた意見

6. 事務局提案のいずれについても同意する。
7. 通算税効果額は、厳密には税金に該当しないかもしれないが、実態として税金に近

いものとしてとらえるのが自然と思われるため事務局提案に賛成する。

8. 通算税効果額に相当する金額の授受がない場合に、授受を擬制して各法人で未収入金又は未払金を計上した上で当期税金費用に計上するという会計処理は、擬制感が強いと思われるため、未収金や未払金を計上しないとする事務局提案に同意する。
9. 通算税効果額相当額を当期税金費用とするときに、併せて企業会計基準第27号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(以下「法人税等会計基準」という。)の見直しは必要ないか。
10. 通算税効果額を税金費用に含める案について、財務諸表の表示においても当期税金費用に含める旨も説明したほうが実務上明確ではないか。

第442回企業会計基準委員会で聞かれた意見

11. 通算税効果額について、国又は地方公共団体に納付しない金額を税金費用と整理するならば、法人税等会計基準との整合性も検討が必要と考えられる。

(通算税効果額相当額の授受の選択に関する継続性について)

第64回税効果会計専門委員会で聞かれた意見

12. 通算税効果額相当額を授受するか否かの選択によって繰延税金資産の回収可能性の判断が影響を受けるとなると、授受するか否かの選択を年度ごとに変えることによって損益が大きく増減することも考えられるため、授受の選択の継続性について取扱いの検討が必要ではないか。

(通算税効果額相当額を授受する場合としない場合との取扱いの差について)

第64回税効果会計専門委員会で聞かれた意見

13. 個別財務諸表上、通算税効果額を授受する場合は通算税効果額を当期税金費用として扱う一方、授受しない場合は通算税効果額を当期税金費用として扱わないとしているのは統一感がないと思われる。単体では納税主体を各法人と割り切って計算し、連結で調整するという処理に統一する方法もあると思われる。
14. 連結財務諸表の税前利益に対応した税金費用が計上されるのが最もわかりやすいが、通算税効果額に相当する金額を授受するかどうかによって、個別財務諸表上の繰延税金資産に差が生じるという議論に関して、個別財務諸表の取扱いがそのまま連結財務諸表につながるのか。

第 442 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

15. 通算税効果額に相当する金額を授受するかどうかによって、個別財務諸表上の繰延税金資産に差が生じる。連結上の税負担の軽減効果は同じになると思われるが、授受の有無によって、連結財務諸表上の繰延税金資産に差が生じると想定されるのか。

(繰延税金資産の回収可能性の判断手順等について)

第 64 回税効果会計専門委員会で聞かれた意見

16. グループ通算制度においては各法人の課税所得計算の段階で損益の通算が行われるという点がどのように考慮されるのか、また、分類判定についても、通算税効果額の授受とは別に課税所得計算において損益の通算が行われるという点をどのように考慮するのか、さらには、このような取扱いの変更が他の税制に関する会計上の取扱いに影響を及ぼさないか等、慎重に整理する必要があると考える。

第 442 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

17. 個別財務諸表における回収可能性の判断について、通算税効果額に税金軽減効果があれば繰延税金資産として認識するのは合理的と思うが、会社分類に関して、例えば、欠損金を発生させた会社が分類 2 でも、その欠損金を使用する会社が分類 3 や分類 4 であったときに、実務上どのように対応するかが論点と思われる。しかしながら、可能な限り、有用な情報を開示しつつも、過度に複雑な計算を求めることにならないような会計基準にしてほしい。
18. 通算税効果額を受領見込み額を繰延税金資産に計上することについて、授受を行うつもりで通算税効果額に相当する金額を未収金に計上したものの、現金の不足等で滞留しているケースでは、繰延税金資産が計上できないのではないかという問題もありうるので、慎重な検討が必要と思われる。
19. 自社の欠損金を他の通算法人に配分したものの、通算税効果額に相当する金額を授受しないとすると、一旦、グループ通算制度を使って申告納税をして、後日税務調査での更正等により納税ポジションとなったときに、特に、巨額の更正を受けた場合には、その法人の債権者が不利益を被る可能性が生じるといった問題が発生するのではないか。

以 上